

特別控除一覧

控除名	控除対象者	控除額
a.老人扶養親族控除	同一生計配偶者または、扶養親族のうち、年齢が70歳以上の人	一人につき 10万円
b.特定扶養親族控除	配偶者を除く扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	一人につき 25万円
c.特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳㊤・Aのいずれかを交付されている人など	一人につき 40万円
d.障害者控除	障害者手帳等を交付されている人で上記の特別障害者控除に該当しない人など	一人につき 27万円
e.ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等した後に婚姻または事実婚状態にない人で、生計を一にする子（所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない）を有し、合計所得額が500万円以下である人	35万円（所得が35万円に達しない時はその額）
f.寡婦（夫）控除	上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人。 ② 夫（妻）と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である人 ②夫（妻）と死別した人で、合計所得額が500万円以下である人	27万円（所得が27万円に達しない時はその額）